

平成31年度 事業計画

社会福祉法人 博愛会

ハートニー松葉

1. はじめに

2025年の超高齢化社会を目途に、地域包括ケアシステムや我がこと丸ごと地域共生化社会の構築が求められる中、平成30年度は社会福祉法人としての責務をより一層果たすことを目的に経営組織のガバナンスの強化や、事業の透明性の向上、財務規律の強化を実践し、地域における公益的な取り組みとして、地域3法人の共同事業によるやのくち子ども食堂や地域交流イベント、アウトリーチを積極的に行い、稲城市のコミュニティソーシャルワークのモデル地区に在する施設として存在価値を高めるよう努めた。

軽費老人ホーム ケアハウスは、自立高齢者の住まいとしての機能のみならず、セーフティネットとしての役割強化や地域包括ケアシステムの中核施設となるよう取り組み、ご入居者への自立支援を施設運営や地域貢献に結びつけた安定した運営・経営が行えた。

デイサービスにおいては、介護報酬改定やみなし事業であった稲城市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA事業が完全移行となるなど制度改正の煽りを受け、ここ数年ではなかった厳しい運営・経営状況となった。

また、稲城市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型C事業）筋トレ事業は、平成30年8月で制度上の課題等により稼働率が向上せず、収支面で経営を圧迫しているため廃止し、稲城市受託事業である介護予防体操教室事業についても施策の変更により通年から3ヶ月のみの実施となったが、修了者の自主グループを立ち上げ地域高齢者の介護予防的支援に寄与した。

そのような状況を踏まえ、平成31年度は福祉サービス事業者としての専門性を活かし、ご入居者やご利用者、ご家族に満足いただける高品質なサービスを提供し、また地域住民に信頼される法人となることで安定した運営・経営に結びつける必要があることから、以下の基本方針に基づき事業計画を策定した。

2. 基本方針

- (1) 「楽しめる、安心できる、元気になる」を基本理念とし3ヶ年計画に則り事業運営を行い、地域や既存サービスについては「種をまき、水をやり、花を咲かす」をコンセプトにご利用者やご入居者に対するサービス充実に取り組む。
- (2) 社会福祉法人の責務をより一層果たすため、組織体制や事業執行への強化や、事業運営の透明性の向上に努める。
- (3) 経営・運営における中長期ビジョン計画を策定し、法人運営の安定化の歩みを進める。
- (4) コミュニティソーシャルワーク及び地域包括ケアの中核施設となるために、既存サービスを越えた地域貢献に取り組み、地域社会から必要とされる法人となるよう邁進する。

3. 平成31年度の重点的な取り組み

- (1) 運営計画に沿った運営

ケアハウス・デイサービス共に今年度から3ヶ年の運営計画が改定となったため、計画に則りサービスの改善や職員の資質向上に繋げ、ご利用者・ご入居者へのサービス向上を図る。

(2) 運営・収支安定への取組み

サービス向上により稼働率向上や新規ご利用者の確保に努め、節電コンシェルジュを活用した節電による経費削減や、行政や公益財団法人等の事業費補助金を活用するなど経営の安定化に努める。また、毎月の経営状況から適切な予算管理を行い、3ヶ月毎の財務分析シートを活用した分析を行い、その結果を理事会・評議員会で情報共有し法人の運営管理及び適正な経営に活用していく。

(3) キャリアパス体系・人事考課制度の充実

キャリアアップ体系の整備や人事考課制度を構築し、法人職員の研修や資格取得支援、外部研修への積極的な参加を促し効果的な能力開発や人材育成に努める。また、新任職員には円滑かつ安定した業務の遂行が行えるよう中堅職員の教育・指導によるエルダー制度や内部研修、デイサービス職員についてはプリセプター制度やキャリア段位制度を活用するなど、人材定着の安定や職員の能力開発に努める。

(4) 地域貢献及び交流の促進

近隣の社会福祉法人やつながろう！やのくち等の関係機関と連携し、子ども食堂や歌の祭典などを開催し、社会福祉法人として地域貢献や地域交流の促進に努める。

4. 運営

(1) 理事会

理事会は業務執行に関する意思決定機関として位置付けられ、業務・経営組織のガバナンスの強化が求められているため、平成31年度も運営や業務執行を適正に行う。

①理事6名（うち、理事長1名、業務執行理事1名）

	予定年月	主要な付議案件	会名
1	2019年 5月	平成30年度事業報告、決算報告等、役員の推薦 等	理事会
2	2019年 6月	理事長の互選、理事の職務順位について	理事会
3	2019年 10月	補正予算（第1号）、職務執行状況報告	理事会
3	2020年 1月	規程等改正	理事会
4	2020年 3月	次年度事業計画・当初予算、補正予算（第2号）等	理事会

②理事会スケジュール

※その他必要に応じて理事会を開催する。

(2) 監事

改正社会福祉法において、監事の権限、義務（理事会への出席義務、報告義務等）、責任が法律上規定されているため、監事監査及び理事会に出席し理事の業務執行の監査を行う。

①監事2名

②監事スケジュール

	予定年月	主要な付議案件	会名
1	2019年 5月	平成30年度事業報告、決算報告等	監事監査
2	2019年 5月	平成30年度事業報告、決算報告等	理事会
3	2019年 6月	理事長、業務執行理事の選任、理事	理事会
4	2019年10月	補正予算（第1号）等	理事会
5	2020年 1月	規程等改正	理事会
6	2020年 3月	次年度事業計画・当初予算、補正予算（第2号）等	理事会

※その他必要に応じて理事会・評議員会にご出席いただく。

(3) 評議員会

改正社会福祉法において、評議員会は法人運営の基本ルール・体制決定と事後的な監督を行う議決機関と位置付けられているため、定時評議員会及びその他必要に応じて開催する。

①評議員 7名

②評議員会スケジュール

	予定年月	主要な付議案件	会名
1	2019年6月	平成30年度事業報告、決算書類の承認、役員の選任等	定時評議員会

※その他必要に応じて評議員会を開催する。

(4) 評議員選任・解任委員会

理事会より評議員の選任・解任の提案があった際は、評議員選任・解任委員会を適宜開催し、審議を行う。評議員選任・解任委員3名（監事1名、事務局1名、外部委員1名）

(5) 人事管理・人材育成

①各事業を適切に運営するため、次の職員を配置する。

施設長（1名）、事務長（1名）、常勤職員（7名）、ケアハウス非常勤職員（11名）、
 デイサービス非常勤職員（17名） 介護予防運動指導員（1名） 合計 38名

②組織・職層図、職員昇格・昇給について及び人事考課制度規程に則り、キャリアアップや目標管理制度、人事考課を実施し職員の資質やモチベーションの向上に繋げる。

③新規採用職員に対し、中堅職員を教育係としたエルダー制度や内部研修を行い、業務の円滑な引き継ぎと段階的な教育・指導を行う。また、介護職員キャリア段位制度を活用し、アセッサーがOJTを実施し介護職員のスキルアップを目指す。

④職員体制が少数精鋭のため主従関係での担当制を堅持し、レセプト点検等により内部機能の強化と業務の適正化を図る。

⑤専門的知識および技術能力の向上と時流に即したサービス向上を図るため、職員1人年1回を目安に東京都や東京都社会福祉協議会等外部機関が行う研修に参加させ研鑽を積むとともに、研修で得た情報資源を共有化しスキルアップに繋げる。

⑥「介護福祉士」、「社会福祉士」等の国家資格や「社会福祉主事」、「介護予防運動士」等の資格取得をする職員には必要に応じて資格取得支援費を支給する。

⑦職員の専門的なスキルアップを目指し法人内部研修を以下の予定で行う。

内部研修スケジュール

月	内容	目的	実施者
4	倫理研修	福祉従事者の倫理保持	施設長
5	介護技術向上研修	介護技術の習得・視覚障害、片麻痺利用者疑似体験	外部講師
6	感染予防対策研修（第1回）	食中毒等の予防及び対策の周知	感染症委員会
7	リスクマネジメント研修	リスク危機管理に対する理解、事例検討会	事故予防委員会
8	認知症ケア研修	事例検討・ロールプレイによる認知症ケア向上	外部講師
9	身体拘束適正化研修(第1回)	身体拘束適正化指針の周知	身体拘束適正化委員会
10	普通救命講習	AED及び心肺蘇生法の習得	応急手当普及員
11	感染症予防対策研修(第2回)	インフルエンザ・ノロウイルス等の予防及び対策	感染症委員会
12	事例検討研修 (リスクマネジメント)	事故予防に関する事例検討会	事故予防委員会
1	サービスマナー研修	ご利用者への接遇マナーの意識向上	外部講師
2	身体拘束適正化研修(第2回)	ロールプレイを用いた身体拘束適正化	身体拘束適正化委員会
3	外部研修報告会	外部研修参加者による研修内容報告	外部研修参加者

⑧職員会議、ミーティング職員会議や各部署のミーティング及び食事会議を毎月行い的確な運営・経営の安定化、業務遂行の円滑化を図っていく。また、会議等の内容を記録し、職員が閲覧できるよう管理保管する。

⑨事故予防、感染症予防及び身体拘束適正化委員会を指針に沿って開催し、リスクマネジメントや感染症予防対策、身体拘束適正化について対応を協議・決定し、議事録を職員に周知し運営改善に繋げる

(6) 地域貢献・地域交流によるアウトリーチ

矢野口地域の3法人共同事業であるやのくち子ども食堂（毎月2回）、地域交流イベント「歌の祭典」（年4回）、福祉用具講習会（年2回）を実施し、地域貢献や地域交流の活性化に努める。

(7) ホームページの運用

ご入居希望者やご家族及び地域住民が、知りたい情報をタイムリーに閲覧・取得できるよう運用する。

(8) 広報活動の充実

年4回（春夏秋冬）に発行している広報紙「ハーモニー松葉だより」を包括支援センターや医療機関、公共施設などに配布し活動内容を周知する。またSNS（Facebook等）の活用など、本施設のPRに努める。

(9) 施設設備の保守・修繕

施設の一部に老朽化も見られることから、修繕計画に基づき定例的な点検、修繕を行う。また、器具備品等のメンテナンス・入替えも行い計画的な整備を行う。

平成31年度施設・設備整備予定

○法人設備等

①スポットエアコン4台の購入

○軽費老人ホーム（ケアハウス）

①ろ過装置のろ材交換修繕

②食堂カウンター席設置のためテーブル3台購入

○デイサービス

①ピアノの調律

②機能訓練用具の整備

(10) 安全（災害）管理

①災害予防等の危機管理意識の高揚に努めるとともに、火災予防に対する安全管理意識の向上と、事業所における危機管理体制の強化を図る。

②消防計画に従い、総合防災訓練を年2回、避難訓練を2ヶ月に1回定期的に行う。また、稲城市ハザードマップにて豪雨や台風時における多摩川や三沢川の浸水予想エリア内に施設が所在しているため、水害に備えた訓練も実施する。

③災害発生時に備え、防災設備、備蓄食品、帰宅困難者対応備蓄品などの整備促進を図る。

④委託業者との保守契約により防災設備の定期点検を実施する。また、施設内設備の自主点検を職員が随時行う。

(11) 財務管理・経理事務

①予算管理を的確に行い適正な会計処理を行う。

②予算要求資料を毎年2月初旬に作成し管理者に提出する。

③事業運営状況や予算執行状況を毎月1回理事長と施設長に報告する。

④3ヶ月に1度、財務分析シートを活用し東京都内の社会福祉法人の平均値と比較し収支率や人件費率等の検証を行い把握する。

(12) 稲城市日常生活支援総合事業通所型C事業（筋トシ）の再検討

平成30年8月に廃止した稲城市日常生活支援総合事業通所型C事業（筋トシ）について、稲城市より再度実施の要請もあるため、収支や情勢などを考慮し実施の方向性を検討する。

5. 軽費老人ホーム ケアハウス ハーモニー松葉

《基本方針》

- ①軽費老人ホームの特性やストレングスを活用し、職員とご入居者が協働で施設運営や地域貢献に取り組み、当施設が地域包括ケアシステムの中核を担えるよう邁進する。また住まいや生活困窮者のためのセーフティネットの役割機能を強化する。
- ②職員は自ら考え行動し、専門職としての能力を最大限発揮し、ご入居者、ご家族及び地域、それぞれの想いが叶えられるよう、課題解決や目標達成に向け支援する。
- ③ご入居者が10年先も安心して生活できるよう、多様化、複雑化するニーズや日常生活機能障害に対し生活支援を行う。

《重点的取り組み》

(1) 地域貢献、地域共生化への取り組み

①やのくち子ども食堂

地域3法人共同で毎月2日間実施しているやのくち子ども食堂において、職員とご入居者をボランティアとして参画し地域の子どもの支援することで地域貢献や自立支援に繋げる。

②地域交流及び貢献への取り組み

地域社会との関わりは生きがいや励みに繋がるため、自立支援と介護予防を目的に地域交流、社会貢献活動の場に参加していく。

- ・地域行事への参加(納涼祭、防災訓練、文化センター作品展、地域のお祭り等)
- ・地域貢献活動への参加(やのくち子ども食堂、歌の祭典)
- ・社会資源の活用(エイトピア工房の菓子、そらcaféのクレープ等の施設内での販売)

③地域包括ケアシステムの構築への取り組み

ご入居者がいつまでも安心してケアハウス、地域で生活できるよう職員は近隣の特別養護老人ホームや有料老人ホーム、老人保健施設、医療機関及び地域包括支援センターをはじめ、自治会や民生委員、地域コミュニティーグループであるつながろう！やのくちとの連携強化に努める。

(2) ご入居者と協働による施設運営

施設運営改善、自立支援を目的に、住環境係、食事係、省エネ係、行事係及び園芸係を各2名ご入居者から選出し、意見交換や会議を行い職員と協働で運営を行う。

(3) 苦情相談

①苦情・相談への対応

ご入居者の要望や相談案件について、生活相談員を中心に誠意を持って対応し相談しやすい環境作りに努める。また、苦情申し出書の提出等により意見聴取が必要な事例は苦情処理解決委員を招集し解決を目指す。

②苦情処理解決第三者委員会

施設が提供するサービスに係る苦情を解決するために、設置されている苦情解決処理第三者委員会を開催し、ご入居者の権利擁護とサービス向上を図る。また、ご入居者やご家族より委員を選出し委員会の適正運営を図る。

③意見箱の有効活用

ご入居者、ご家族及び保証人に意見箱を活用いただき、意見や要望に対応しサービスの改善に繋げる。また、意見に対応する回答や改善案を懇談会等で報告し周知を図る。

④インフォームドコンセントの強化

入居契約時や運営面での変更があった際はインフォームドコンセントを重視し、ご入居者やご家族にご理解、ご協力を得る。

(4) セーフティーネットの機能強化

軽費老人ホームは独居高齢者の安心して生活できる住まいや生活困窮者（DV被害者や低所得者等）へのセーフティーネットの役割を担い、社会貢献に寄与する。

(5) 第三者評価の実施（東京都の福祉サービス第三者評価）

外部機関の第三者評価を受審し、事業所の組織経営やマネジメント力、ご入居者のサービスの満足度や他施設などご入居者のサービス選択をする際の目安となる内容について、適正化を判断しサービスの改善に努める。

(6) 東京の介護ってすばらしい！グランプリへのエントリー

東京都社会福祉協議会が毎年開催する東京の介護ってすばらしい！グランプリのホームページや食事部門にエントリーし、職員や調理師と当施設の取組みをPRし入賞を目指す。

(7) ご入居者への処遇

①後見人制度やNPO法人による保証人会の活用

ご入居者の高齢化に伴い保証人も高齢化している場合があることから、定期的に確認作業を行うなどして、緊急時や退所時の判断を的確に行う。また、身寄りのない方が安心して生活をできるよう、成年後見人や任意後見人制度、NPO法人の保証人会を含め、情報の提供や活用の調整を行い、稲城市社会福祉協議会の権利擁護事業とも連携を図る。

②安心した住み替え・退所の支援

ご入居者が要介護状態等で自立した生活を営むことが困難になった際は、ご家族や保証人、また担当ケアマネージャーとの連携を図り、ご入居者やご家族・保証人の意向や生活状態に応じて住み替えを支援する。また退所後も安定した生活が営めているかを面会やアセスメントしフォローする。

③食事サービスの改善

食事は健康の保持のために欠かせないものであり、体調管理の上でも重要なサービスとなっている。また、ご入居者にとって楽しみのひとつとなっているため、健康増進と食事に対する満足度の向上を目的に食事サービスの充実を図る。

- ・食事のマナー化を予防するため積極的に洋食等の献立を導入し、メリハリがある献立になるよう努める。
- ・他施設の食事の提供の情報等を得ることで改善に繋がるような取り組みを導入し、ふりかけや漬物、ヨーグルトなどのアラカルト（有料）を提供することで味覚満足度や食事摂取量の向上を目指す。

④安楽な食事摂取への取り組み

食事に関し医師等から指示が出された場合は、意見書の提出を前提に厨房に届出を行い、

健康かつ安楽な食事摂取ができるよう対応していく。

⑤食事会議の実施

月1回、食事内容や行事食などについて、ご入居者に満足いただける食事の提供を実現するため検食簿や残菜調査、献立内容等を基に食事内容や提供方法、行事食の内容を協議し、向上に反映させる。構成員として施設長、生活相談員、介護職員、委託業者の所長、管理栄養士（必要に応じ）、ご入居者食事係2名と意見を反映し改善する。

⑥行事食

ご入居者が食事を楽しく摂取していただくために下記の内容のイベント食を職員が企画し、委託業者と連携し行っていく。

- ・お刺身食 ・海鮮丼 年5回 冬期（11～3月）
- ・お正月おせち料理 毎年1月1日昼食時
- ・ハッピーランチ 毎月1回
- ・鍋物料理 年1回
- ・流しそうめん 毎年7月1回
- ・秋の味覚祭り 毎年10月1回
- ・餅つき 毎年12月1回
- ・クリスマスディナー 毎年12月1回夕食時
- ・行事食 節分、節句、子供の日、勤労感謝の日
- ・鰯の解体ショー 毎年2月1回
- ・ちょこっと居酒屋 3ヶ月1回
- ・1日食堂 年2回
- ・芋掘り、焼き芋パーティー 毎年11月1回

⑦食堂の雰囲気改善

食事の満足度向上には、食事の雰囲気の改善が求められるためテーブルの配置換えやカウンターテーブルの導入などご入居者が楽しく食事を摂取できるよう支援する。

⑧食事による健康支援

夕食の際にサンファイバー（太陽化学）を摂取できるようにし、便秘の改善や腸閉塞の予防に繋げ、健康的に生活できるよう取り組む。また、その日の健康状態によりお粥や刻み食やおかわりなど柔軟な対応を行い、安心して食事摂取できるように努める。

⑨入浴サービスの改善

入浴は、ご入居者の生活上の楽しみの一つであり快適さへの要望により、月・水・金・土の週4日午後1:00～午後5:30で提供していたが、月・火・水・金・土の週5日午後1:00～午後7:30に提供時間を変更する。

⑩衛生管理

浴室のレジオネラ検査（年2回）、浴槽内の消毒及び逆洗による配管清掃（週2回）、浴室と集毛器の清掃（入浴時毎回）、浴室内と配管の薬剤による清掃（年1回）を徹底し、衛生保持を重視し安全かつ快適な入浴サービスの提供に努める。

⑪イベント風呂

ゆず湯、菖蒲湯、りんご湯、薬草湯、バラ湯などイベント風呂を企画し、ご入居者が楽しく快適に入浴できる機会を定期的（年6回）に提供する。

⑫行事の企画・立案

ご入居者のニーズに沿ったレクリエーションを提供するため、行事係2名と定期的に企画立案し、多くの方が参加し交流機会や心身の健康増進につながるよう実施する。

⑬施設内レクリエーション・行事の充実

ご入居者には外出が困難な方もいるため、施設内のレクリエーションや行事を以下の通り実施する。

- ・節分豆まき（毎年2月初旬）
- ・納涼祭（毎年8月第1土曜日）
- ・敬老会（毎年9月第3日曜日）
- ・クリスマスディナー（毎年12月第3日曜日）
- ・餅つき（毎年12月第3週）
- ・おやつ作り（2ヶ月に1回）
- ・誕生日会（2ヶ月に1回）
- ・ちょこっと居酒屋（3ヶ月に1回）
- ・映画鑑賞会（月1～2回）
- ・手工芸（2ヶ月に1回）

⑭地域へのリンク

地域社会に開かれた信頼される施設となるため、ご入居者の持つ能力を活用しアウトリーチにより地域との交流、協力・理解を得ること、PRを目的に納涼祭や文化祭、餅つきなど地域の方やご家族、待機者等に積極的に参加を促し相互理解をする場を設ける。また、小学校や幼稚園などの近隣の学校等との交流を図り、ご入居者と職員の積極的な地域へのリンクを促進する。

⑮精神疾患の予防・改善への取り組み

ご入居者の高齢化とともに、鬱病等の精神疾患が増えている。このため、精神疾患による日常生活動作及び生活の質の低下が突如起こる可能性も高いため、職員が随時ストレスマネジメントやカウンセリングを行い、専門医やご家族等と連携し予防・改善に努める。

⑯健康診断、インフルエンザ予防接種

健康診断は年1回協力機関（健診協会）に依頼し、心電図、胸部X線、血液検査、聴覚・視力検査、尿検査、問診などの健診項目で実施し、ご入居者には補助制度を設けることで健診を受ける機会と健康増進に繋げる。また、インフルエンザの予防接種を当施設が近隣の医療機関に依頼し実施するなどして集団感染予防につなげる。

⑰ご入居者の健康増進への取り組み

施設生活の継続には心身機能の維持・向上が必要であるため、運動不足の解消と健康増進を目的に運動の機会を設ける。

- ・軽体操 週1回
- ・散歩 週1回

⑱医療機関や保健所による講座

協力医療機関や歯科、南多摩保健所などと連携し講師をお招きし感染症予防講座や介護予防講座、無料歯科検診を実施する。

- ・感染症予防講座（年1回 南多摩保健所）
- ・介護予防講座（年2回 介護予防運動指導員）
- ・歯科予防講座（年1回 協力歯科医院）

⑲機能訓練相談・指導

介護予防や機能面の維持・向上を図るため、機能訓練指導員や介護予防運動指導員が個別相談により測定、評価を行い、ご入居者のセルフマネージメントで改善できるようプログラム化を行う。

⑳協力医療機関・協力歯科との連携

ケアハウスは自立の方の入所施設でありかかりつけ医の選択などは自己で行うのが原則であるが、施設としては、協力医療機関やご入居者のかかりつけの医療機関等と連携を深め、救急時に適確に対処できるように努める。

㉑共有スペースの活用

ご入居者の交流や有効活用を促進するため昨年度、2F 談話室ではご入居者がゲームやトランプなどして交流できるようなスペース、3F では読書や新聞等をゆっくりと読めるようなスペースと整備を行ったが、ご入居者が常に活用していただけるよう職員は寮母室に常駐し、手工芸や交流会（お茶会等）などを企画し施設の雰囲気明るくなるよう取組む。

(8) 災害対策

①避難訓練、消防設備点検

消防法に基づき、消防署や地域と連携し毎年2回、地震や火災、水害発生を想定した総合防災訓練を行い、また施設内の消防設備の把握や防災計画を周知し、迅速かつ的確な救助や、ご入居者が円滑に避難できるように避難訓練を2ヶ月に1回行う。避難経路の確保とご入居者への周知徹底を図り、防災設備業者（年2回）と防火管理者（毎月1回）消防設備点検を行い、設備や環境に不備が生じないように管理する。

②備蓄物の充実

近年、地震の多発や台風等の災害による停電などもあり、電気や食料などのライフラインの供給ができなくなることも想定されるので、非常備蓄物に関して定期的な確認及び入れ替えを行い、50名分3日分の水分・食糧を常時備蓄し、献立表を立てるなど災害時に備え、対応できるよう整備を図る。

(9) 運営の効率化

①サービス提供費用補助金や助成金の確保

東京都からのサービス提供補助金、共同募金会からの助成金は運営・経営上、大きな財源の一つとなることから、補助金の適正運用に併せて新規での加算や助成金の申請により確保を図る。

②内部監査などによるレセプト点検、内部牽制機能強化

健全な運営・経営を行うために、運営基準等に則り運営や請求のレセプト点検を行うと

ともに職員の主従体制による業務執行により内部牽制機能の強化を図る。

③入居一時金の減額検討

軽費老人ホームとして低所得者が安心して生活できる住まい等のセーフティーネット機能の強化等を図るため、入居の間口を広げることを目的に入居一時金を減額の方向で検討を行う。

(10) 省エネの励行

ここ数年光熱水費の上昇が懸念されており、水道の節水コマの設置や、電気では設電コンシェルジュを活用したデマンドコントロール、ガス業者の見直しを行ってきたが、ご入居者の省エネ係 2 名と協働で、新電力との契約による基本料金の引き下げや節電、節水等の省エネに取組み、削減した経費を施設設備整備等のサービスでの還元を図る。

(11) 職員の育成と処遇

①職員数の適正配置

運営基準に則り、運営管理及びご入居者対応を 24 時間 365 日対応で行う。

- ・施設長 1 名
- ・事務長 1 名
- ・生活相談員 1 名
- ・介護職員 2 名 (1 名)
- ・事務員 1 名
- ・用務員 1 名 (1 名)
- ・清掃員 2 名 (2 名)
- ・宿直員 7 名 (7 名)

総数 16 名

※ () 内は非常勤職員の別掲である。

②資質向上及び研修参画

職員の専門職としての資質向上を目的とし、東京都社会福祉協議会、全国軽費老人ホーム協議会の外部研修に参加し専門知識や技術の向上、情報収集に努めサービス向上に繋げる。内部研修は毎月デイサービスと合同で行う。

③職員会議、ケアハウス運営会議

毎月 1 回ケアハウス・デイサービス職員にて施設及び各部署が行うサービス内容や改善点、周知事項について確認及び協議を行う。また、毎月 1 回生活相談員・介護職員・用務員・事務員を招集し、ご入居者へ状況把握事項や、利用者処遇、行事内容、環境面についての協議・検討し、サービスの向上を目指す。

④プレゼン能力の向上

ご入居者及びご家族等の対話や説明時において、資料の提示とともに説明を分かりやすく行うことが大切であることから、職員会議や懇談会などの司会、また研究発表大会の発表練習としてプレゼン研修を行うなどして説明（責任）能力の向上を図る。

(12) 入居稼働率・待機者の目標値

①入居稼働率目標設定

適正な施設運営と安定した経営を行うため、年間稼働率の目標数値を 99.3% に設定する。

②待機者の目標設定

都市部における独居高齢者の増加により待機者は増加傾向であるが、待機中に要介護状態となり入居が難しいケースや、即時ご入居希望の方が少なく入退者をスムーズに行うことが難しい状況にあるため、待機者数の目標を25名に設定する。

③待機者増加への取組み

待機者の増加を目指し、軽費老人ホームのパンフレットや広報誌を活用し近隣地方公共団体の高齢福祉担当者や包括支援センターに営業を積極的に行う。また、他施設と連携し、待機者の斡旋や紹介を受けられるよう取組む。

6. デイサービスセンター ハーモニー松葉

《基本方針》

- ①ご利用者が安心・安全に過ごせるような環境をつくる。
- ②「個別性」を重要視し、ご利用者に適したケアを実施する。
- ③均一な質のサービスを提供する。
- ④ご利用者の自立支援を促していく。
- ⑤ハーモニー松葉デイサービスの「強み」をつくり、ご利用者、ご家族、ケアマネージャー、地域社会へ情報発信していく。
- ⑥無駄のない効率的なサービスを提供する
- ⑦地域で必要とされる社会資源となる

《重点的取組み》

(1) 行動基準の遵守と変更

Show (ショー) を Individuality (個別性) へ変更し、「SCIE」とし、4つの行動基準を基に提供していく。

＜行動基準＞

- ①Safety (安全) : ご利用者にとって安全でやすらげる場所の提供。
- ②Courtesy (礼儀正しさ) : おもてなしの心で丁寧で誠実な言葉遣いと対応。
- ③Individuality (個別性) : 職員が高い専門性をもってご利用者一人ひとりの希望・ニーズ・身体状況を把握し、ご利用者にあったプログラム・ケアの提供。
- ④Efficiency (効率) : 無駄な時間のないようにご利用者が充実した時間を過ごせるように効率の良いサービスを提供サービス

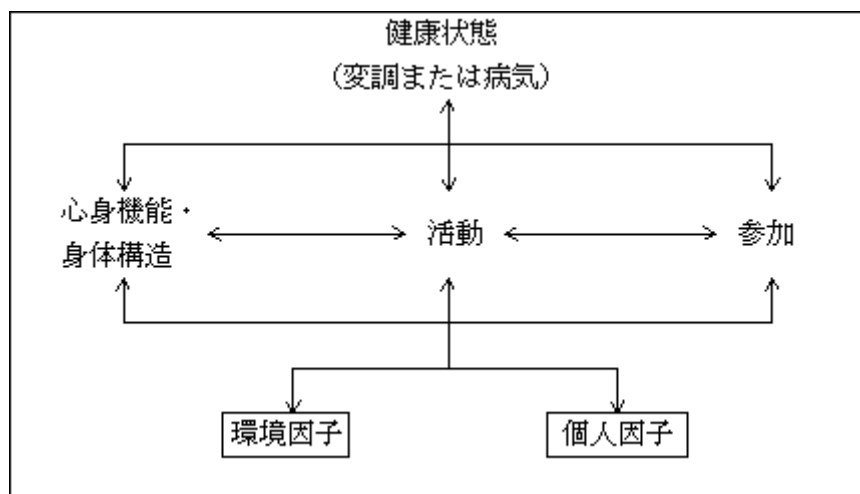
(2) 個別性を重要視したサービスの提供

ご利用者の希望やニーズ、ご家族の意向、身体状況を把握する。生活相談員または介護職員が ICF (国際生活機能分類) に基づき評価し、ご利用者一人ひとりに適したサービスを提供する。「活動」や「参加」を促せるようなプログラムにしていく。

ICF (国際生活機能分類) に基づいた評価

ICF (図) を使用してご利用者の全体像をとらえる。どの因子について問題点があり、どのようなサービスが問題点に対して効果を発揮できるのかを考える。特に「活動」や「参加」

を促せるように考える。その際、ケアプランに基づいて通所介護計画を立案する。



※参照図 ICF の生活機能モデル

(3) 活動の見える化とご利用者・ご家族・ケアマネジャーへの伝達

活動の前後で必要な項目について客観的な評価を行い、定期的に効果判定をする。3ヶ月に1回、ご利用者・ご家族及びケアマネジャーに活動効果を伝達する。

(4) 家族会の実施

年1回職員と利用者ご家族との意見交換会を行い、デイサービスの運営状況報告や利用状況が分かるように活動状況のビデオ上映会等を行い、ご家族への運営面の理解及びご家族に安心してもらう。

(5) 自立支援を促す介助

ご利用者の身体機能を評価し、過介助にならないような介助を行う。必要な方へ必要な介助を心がけ、ご家族の介護負担の軽減を目指す。

(6) 送迎に関する会議の実施（年2回）

軽微な事故から大きな事故まで予防するためのルートの確認や取り決め、介護職員と運転手との絡調整のため会議を実施する

(7) 介護予防体操（午前）

要介護1以上のご利用者へは看護師がグループ毎（1グループ5名程度以下）に個別機能訓練計画に基づいた機能訓練を行う（1グループ20分程度）。要支援のご利用者に対しては、柔軟性と筋力向上トレーニング、口腔体操を中心とした運動プログラムを生活相談員・介護職員が行う。職員によってばらつきが出ないように基本の運動プログラムを決めて行っていく。運動プログラムの内容は理学療法士も関わっていく。

(8) レクリエーション（午後）

①ご利用者が自ら選択し、自己決定するレクリエーションを目指す。個々のご利用者の興味・関心を把握し、可能な限り個々の興味・関心に近いレクリエーションを提供できるようにする。

②ご利用者が興味をもったレクリエーションを自己決定できるようにグルーピングを継続する。運動グループのニーズが多いことから、土曜日は運動グループを追加する。

グループ活動一覧

グループ名	曜日	活動内容
運動	月・土	介護予防運動士による機能向上プログラム（セラバンド、体操及び市内公園のウォーキング等）を行い、ご利用者の身体機能の維持・向上に繋げる。
アート	火	作業療法の要素を取り入れ、作品作りの楽しみ・発表機会を通じてご利用者の生きがいや機能面・精神面の安定に繋げる。
音楽活動	水	歌うことや音楽療法を取り入れたプログラム（カラオケや大正琴・ハンドベル等の楽器演奏）を行い利用者様の心身の健康回復、向上を図る。
玩具	水・土	麻雀・囲碁などの趣味活動や剣玉やオセロ、ボーリング大会等を通じてご利用者間の交流、運動を通じて気分転換や認知面の低下を防ぐ。
美容・整容	木	美意識を向上し、利用者様が自分に自信を持ち、いつまでも元気でいただけるように行う。
園芸	金	農耕活動（寄せ植えや花、野菜の植え付け）やガーデニングを行い、利用者様が育てる楽しみや生きがい作りを図る。

③何もせず ゆっくり過ごす選択としてリラクゼーションコーナーをつくる。基本プログラムはマンネリ化を防ぐため、プログラムを定期的に見直しし、ご利用者のニーズに合ったプログラムへ柔軟に変えていく。その際、ご利用者個々の興味・関心に沿ったものにする。ご利用者からの希望が多い外出プログラムを増やしていく。

(9) 人材育成・サービスの質の均一化

①研修制度の導入

職員間での知識・技術の差をなくし、どの曜日でも均一な質のサービスを提供できるように部署内研修制度を新たに導入する。

②実地指導者の育成

介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用し、常勤職員や中堅職員が優先的にアセッサーを取得するかレベル4以上の取得を目指す。

③研修内容と到達目標

研修内容として、標準化を図るためチェック項目を設定し評価基準を設ける。評価基準は介護プロフェッショナルキャリア段位制度に準じる。到達目標は常勤職員はレベル4相当以上、非常勤職員はレベル2②相当以上とする。入浴介助等経験する機会がないため、優先度の高いものから修得していく。

④研修方法について

プリセプター制度を採用する。新人看護・介護職員（プリセプティ）1人に対して決められた経験のある先輩看護・介護職員（プリセプター）がマンツーマン（同じ業務を一緒に行う）で、ある一定期間新人研修を担当する。新人のペースに合わせて、新人自らが主体的に学習するようプリセプターが関わる。ご利用者の看護・ケアを新人看護・介護職員と

ともに提供しながら、仕事を通じてアセスメント、介護技術、対人関係、医療や介護サービスを提供する仕組み、看護・介護職としての自己管理、就業諸規則など広範囲にわたって手本を示し、OJT 指導計画に沿って指導を行っていく。

(10) 伝達講習の義務化

職員のサービスの質の向上のため、外部研修を受けた場合、研修内容をデイミーティング内で他の職員へ伝達講習し、多職種の職員間で情報共有する。ただし、職員の負担のないように業務時間内で実施できるようにする。

(11) 職員会議の開催

職員全体会議を月 1 回、中堅職員以上での会議を月 2 回 (30 分) 実施し、情報共有する。

(12) 職員体制の充実

介護職員採用にあたっては、全職員の年齢構成に配慮し、バランスと均衡のとれた体制づくりを推進し、介護サービスのバリエーションや活気の向上を図る。介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得支援を行い、組織としてキャリアパス体制の構築を行う。

(13) ボランティアの受け入れ

- ①社会活動を通じた介護予防や社会貢献事業の一環となるため受け入れ機関として快適に活動いただけるよう受け入れ体制を整える。
- ②昼食時の見守りやお茶入れやレクリエーションの補助ボランティアは、職員がケアに専念する上で大変重要な役割となることから、継続して 1 日 2 人の方へお願いしていく。
- ③社会福祉協議会ボランティアセンターと連携しボランティアの紹介をお願いする。

(14) 年間利用者数の目標値

適正な運営・経営を行い、利用者のサービスを向上させるためには、一定の利用者数の確保が必要である。そのため、以下の目標値を設定する。

	1 日平均延利用者数	年間延利用者数	備考
2019 年度	29 名	8,874 名	※年間営業日数は 306 日で試算

(15) 個別機能訓練加算 (Ⅱ) の導入の検討

個別機能訓練加算 (Ⅱ) (以下加算 (Ⅱ)) を算定する方法に準じて、試験的に個別機能訓練計画を立てて、個別機能訓練を実施し 1 年間の試験的な運用を経て、加算 (Ⅱ) を取得できるかどうか検討を行う。

7. 稲城市地域支援事業 介護予防体操教室事業

《基本方針》

市内在住の 65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防マニュアルに則って運動機能向上を中心とした介護予防プログラムを実施することにより、地域の高齢者の健康維持、介護予防を支援する。

《重点的取り組み》

(1) 実施概要

- ① 1回の定員 25 名程度とする。定員に満たない場合は途中参加も可能とする。
- ② 週 1 回日曜日に連続 12 回の開催とし、1 回あたりの実施時間は 90 分程度とする。
- ③ 荒天時や感染症の集団発生、地震、水害などの災害により実施できなかった場合の予備日を設ける。
- ④ 運動指導員 1 名、補助指導員 1 名、計 2 名の職員を配置し事業を行う。

(2) ご利用者へのサービス内容

- ① 介護予防マニュアルに従い以下に掲げる各種サービスをご利用者のニーズと必要に応じて行う。
 - ・ 介護予防に関する講話
 - ・ 運動機能向上に関する講話と実践
 - ・ ホームプログラムの指導（自宅用資料の配布）
 - ・ ご利用者アンケート実施・集計
- ② ご利用者の安全には十分に注意し、緊急時においては責任をもって対応する。

(3) 適切な事務

- ① 市町村への年 1 回の委託金の請求や精算などの事務を適切に行う。
- ② 市町村へのアンケートや利用状況等の報告を各期終了後に速やかに行う。
- ③ ご利用者の基本情報等の管理を適切に行う。

(4) 自主グループの支援

地域活性化と修了者のフォローアップを目的に、毎週日曜日に介護予防体操自主グループを実施し、職員の支援により地域高齢者のコミュニティや介護予防支援の場となるよう取組む。

8. おわりに

ここに平成 31 年度事業計画をまとめましたが、この計画を基に当法人役員及び職員各々が責務を果たし、福祉を取り巻く環境の変化や新たな課題において、一步一步着実に行動し、高い公益性を維持しながら多様化・複雑化している福祉ニーズにも対応してまいります。

また、社会福祉法人博愛会 ハーモニー松葉が安定した運営・経営を行い、ご入居者やご利用者をはじめ地域住民の信頼を得るよう取組み、地域共生社会や地域包括ケアの構築において不可欠な法人となるよう邁進してまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上